

I. 自動継続扱以外の場合

1. 預金の支払時期

この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。

2. 利息

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長お預り期限以後に支払う場合には最長お預り期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満
- ⑤ 4年以上5年未満
- ⑥ 5年

(2) この預金の最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、次の利率のとおり利息を計算し、この預金とともに支払います。

預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 通帳の効力

満期日自動解約方式の定期預金については、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、通帳記載の当該定期預金は無効となります。

II. 自動継続扱いの場合

1. 自動継続

(1) この預金は、証書（通帳）記載の最長お預り期限に自動的に据置定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。（通帳不発行方式の場合の最長お預り期限はインターネットバンキング（以下「IB」といいます。）または窓口で確認してください。）

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長お預り期限（継続をしたときは、その最長お預り期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2. 預金の支払い時期

この預金は、預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1. (2)の利率）によって6か月複利の方法で計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金、または元金に組入れます。
- (4) 解約をするときのこの預金の利息は、解約をする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、次の利率のとおり利息を計算し、この預金とともに支払います。
 - ①2024年10月10日以前に書替継続の場合
預入日または書替継続日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率
 - ②2024年10月11日以降に書替継続の場合
預入日または書替継続日から解約日の前日までの日数および約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (8) この預金の継続時のお利息が、預金口座への入金または元金に上乗せされる場合には、利息の計算書は発行しませんので、通帳または証書にて利息金額をご確認ください。利息計算書の発行をご希望の方は窓口へお申し出ください。
- (9) 第8号にかかわらず、継続時の利息受取り方法が現金の場合、利息の計算書を発行いたします。

III. 規程の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規程の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2024年10月11日現在)